

平成30年12月20日
懲戒処分を公表します。

1. 件名

公金を横領した御杖村職員に対する処分について

2. 処分年月日

平成30年12月20日

3. 処分内容

(1) 当事者 住民生活課 課長補佐 鈴木敏夫 (59歳)
(前会計管理者)

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づく
免職処分

4. 処分理由

(1) 事案の概要

鈴木敏夫は、平成28年4月1日から平成30年9月30日まで出納室に課長補佐兼会計管理者として在籍する期間、一般会計及び特別会計に属する保管現金から複数回にわたって公金を横領した。

(2) 処分理由

御杖村会計規則第56条「会計管理者、出納員等及び資金前渡職員が手元に保管する現金又は有価証券は、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない」とされている。また、同規則第64条で会計管理者は、現金出納簿の記録、整理をしなければならないとされているところ、鈴木敏夫は会計管理者としての立場でありながら、現金出納簿に虚偽の記載、改ざん等を繰り返し、公金を横領した。

当該職員が行った行為は、地方公務員法第32条（法令に従う義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する。よって、同法第29条第1項第1号（法令に違反した場合）第2号（職務上の義務に違反した場合）及び第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行をした場合）の規定に基づき、懲戒免職処分とすることとしたものである。

5. 今後の対応

横領額またその方法について、全て明らかになっておらず、今後は警察の捜査にゆだねることとし現在、刑事告訴の手続きを行っているところである。

今回の横領事案は、現金出納の管理体制と出納室のチェック体制が不十分であったことによるものである。再発防止のため、日々の現金出納のチェック体制の強化をするとともに、資金前渡手続などを厳格に適用・徹底する。

【参考】

○地方公務員法（抜粋）

（懲戒）

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。